

熊本県U I J ターン就職に係る交通費等補助金 Q&A

1 補助の対象となる活動について

Q1-1 熊本県外で開催される採用試験を受験する場合は補助の対象となりますか？

- ・本補助金は居住地と熊本県の間でかかる費用を補助するものであり、県外で開催される場合は補助対象外とします。

Q1-2 公務員採用試験や教員採用試験を受験する場合は補助の対象となりますか？

- ・公務員（教員含む）として採用されるために行う活動については、補助対象外です。

Q1-3 インターンシップでも補助の対象となりますか？

- ・県内企業等が熊本県内で開催するインターンシップに参加する場合は対象となります。

Q1-4 内定式や内定者懇談会等、内定後に行われる活動に参加する際の経費については補助の対象となりますか？

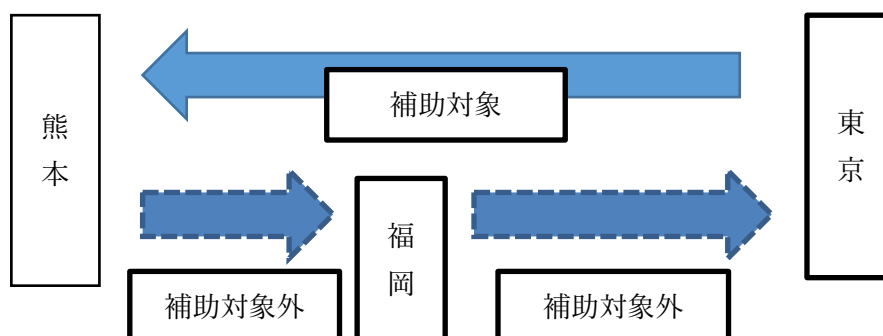
- ・本補助金は熊本県内企業の内定を得るための活動支援が目的であるため、内定後の活動については対象外とします。

Q1-5 内定後、住居を探すための経費については補助の対象となりますか？

- ・本補助金は熊本県内企業の内定を得るための活動支援が目的であるため、対象外といたします。

Q1-6 東京の居住地から熊本県内に移動後、対象活動に参加し、その後福岡県内で就職活動を行い、帰路に着いた場合、どこまでが補助の対象となりますか？

- ・東京の居住地から熊本県内への移動経費のみが対象となります。



Q1-7 熊本県内を“主な勤務地とする求人”とはどのようなものを指しますか？

- ・熊本県内での定住が可能な求人を指します。
- ・例えば全国転勤があっても主たる勤務地が熊本である場合や、当初1年間は東京本社での勤務であったとしてもその後は熊本支社に配属になる場合には対象となります。
- ・逆に、熊本に勤務地があったとしても、基本的には全国転勤であり熊本県への配属頻度が他の都道府県と同じ扱いである場合には対象とはなりません。

Q1-8 実施要綱第2条において補助対象とされている「団体」とはどのようなものを指しますか？

- ・ 農業法人や農業・漁業協同組合などを想定しています。
- ・ なお、国及び地方公共団体（一部事務組合含む）は含まれません。

2 補助の対象となる者について

Q2-1 熊本県内に居住し、県外の大学に通学している場合は補助の対象となりますか？

- ・ 県外の大学等に在籍していても、居住地が熊本県内である場合は対象外といたします。

Q2-2 熊本県外に居住し、熊本県内の大学に通学や県内企業に通勤している場合は補助の対象となりますか？

- ・ 県外に居住しているため、補助の対象です。ただし、通勤定期券などにより、交通費がまかなえる場合は対象外となります。

Q2-3 県外の出身ですが、補助の対象となりますか？

- ・ 要件に該当していれば、出身地は問いません。

Q2-4 国外にいますが、対象活動に参加する場合は対象となりますか？

- ・ 国外からの活動については、国内の移動分のみ対象とします。
- ・ 国外の居住地から国内の空港等への移動分については補助対象外となります。

3 補助金額の考え方について

Q3-1 宿泊する必要がある場合とはどういう場合ですか？

- ・ 採用試験の試験開始時刻が当日出発では間に合わない場合の前日宿泊や、採用試験終了後の移動では自宅まで当日中に到着が困難な場合など常識的な範囲であれば宿泊する必要があるとし、補助対象となります。
- ・ 連続する日で複数の熊本県内の会社を受験するために宿泊する場合も補助対象となります。

Q3-2 活動目的地と宿泊地が離れている場合、補助の対象となりますか？

- ・ 宿泊地が熊本県内であり、対象活動の内容と照らし合わせて常識的な範囲であれば補助対象となります。
- ・ ただし、常識的な範囲から逸脱していれば宿泊代および宿泊地までの移動に要する旅費については対象外と判断する場合があります。

Q3-3 活動目的地との往復経路はどのような経路でもよいのですか？

- ・ 公共交通機関の利用を前提とした経路であれば経路や利用手段の指定はいたしません。
- ・ ただし、一般常識と照らし合わせて不自然なルートであれば対象外と判断する場合があります。

Q3-4 熊本県外の居住地から熊本県内にある実家に一旦移動し、そこから活動目的地に移動した場合の交通費は対象になりますか？

- ・ 実家と活動目的地の間の移動分も含めて対象となりますが、一般常識と照らし合わせて不自然なルートであれば対象外と判断する場合があります。

Q3-5 私的な用事で延泊した場合、補助の対象となりますか？

- ・原則として、私的な用事のための延泊は対象なりません。

Q3-6 自家用車やタクシー利用は認められますか？

- ・自家用車、家族などの車の利用については補助対象外とします。
- ・タクシー利用については原則として認めていませんが、交通の便が悪い地域などやむを得ない理由があれば対象とします。なお、遅刻等の私的な理由によるタクシー利用については補助の対象とはなりません。

Q3-7 1回の往復で複数の企業の選考を受けましたが、補助申請は1回にまとめるべきでしょうか、2回に分割するべきでしょうか。

- ・1回の往復分として申請してください。

Q3-8 1回の往復で2社の説明会に参加した場合、2社分の活動報告書兼活動証明書が必要なのでしょうか。

- ・2社の説明会が同じ日に行われたものであれば、活動報告書兼活動証明書の提出は1社分のみで問題ありません。なお、2社の説明会が別日に行われ、宿泊を行った場合は2社分の活動報告書兼活動証明書が必要です。

Q3-9 宿泊パック利用時の補助対象額は、どのように算定したらよいでしょうか。

- ・旅行者が航空券と宿泊券が一体となった商品（以下「宿泊パック」という。）を利用した場合は、1泊につき宿泊料上限額(5,000円)を控除した額を交通費の実費額とみなして支給されます。

Q3-10 朝食付きのプランを利用した場合、どのように算定するべきでしょうか。

- ・宿泊料の9分の1（小数点以下の端数は切り上げ）を食費分(1食分)と判断し、それを控除した額を宿泊費の実費額とみなして支給されます。「夕食付き」「朝食無料」のプランも同様に考えます。宿泊パックの食事つきプランを利用した場合は、宿泊料上限額(5,000円)の9分の1(450円)を1食分の料金とみなします。

4 申請方法等の手続きについて

Q4-1 領収書を紛失してしまいましたが、補助金をもらうことはできますか？

- ・領収書がない場合は金額と使用実績を確認することができないので原則として補助対象金額から除外しますが、金額、日付が記載された半券等の提出をもって領収書に代えることができます。

Q4-2 交通費を支払ったことを証明する書類とは、どのような書類がありますか？

- ・領収書のほか、金額、日付が記載された半券や交通系 IC カードの利用履歴明細書等が該当します。

Q4-3 申請額が予算額に達した場合は受付を終了するとのことですが、対象活動の参加前に交付を受けられるか確認する方法はありますか？

- ・お電話で問い合わせいただければ回答します。ただし、実際に交付できるかは申請の

あった順（先着順）となり、事前予約等はできかねますのでご了承ください。

Q4-4 交付要項や申請書等はどこで手に入りますか？

- ・熊本県U I J ターン就職支援センターホームページからダウンロード可能です。
<https://kuma-turn.jp/>

Q4-5 申請書はどこに提出すればいいですか。

- ・以下の申請フォームから、必要事項を記入の上、申請してください。（申請フォームQRコード）
<https://logoform.jp/form/x4b6/994957>



Q4-6 振込口座の名義は親等、申請者本人以外でもよいでしょうか。

- ・振込口座は申請者本人名義のものに限ります。

Q4-7 申請者の居住地を証する書類とはどのようなものでしょうか。

- ・運転免許証、健康保険証や旅券（パスポートなど、申請者の氏名と現住所が記載されているものが該当します。なお、住所確認書類は、マイナンバーが記入されていないものを提出してください。マイナンバーが記載された書類は、確認書類として収集保管することができません。（マイナンバーが記載された住民票やマイナンバーカードの裏面の写しは不可。マイナンバーカードの表面のみの写しはマイナンバーの記載がないため可。）

Q4-8 住民票を移していない場合はどうすればよいでしょうか。

- ・住民票を移されていない場合は、現住所が分かる書類（賃貸契約書写し等）を添付してください。

Q4-9 押印は必要ですか？

- ・押印は不要です。

Q4-10 別記第1号様式下部の「書類発行責任者氏名」「担当者氏名」はどのように記載すればよいでしょうか？

- ・「書類発行責任者」「担当者」欄については、いずれも申請者本人の氏名、連絡先を記入してください。

Q4-11 領収書の宛名はどのように記載してもらえばよいでしょうか？

- ・申請者本人の氏名を記載してもらってください。

Q4-12 電子申請ができない場合はどうすればよいでしょうか？

- ・電子申請による提出が原則ですが、電子デバイスを保有していない、ネット環境がない、システムの不具合等で電子申請が困難な場合は商工政策課（096-333-2342）までご相談ください。

Q4-13 経路等について、全行程の記載と付随する領収書等が必要なのでしょうか。もしくは補助金上限内額の行程と領収書等の準備でいいのでしょうか。

- ・全行程について記載のうえ、付随する領収書のご提出をお願いします。なお、上限額以上の場合については、一部領収書の添付を省略して差し支えありません。

Q4-14 必要書類はいつまで保管しておけばいいのでしょうか。

- ・写りが不鮮明等、不備があった場合に再提出をお願いする場合がございますので、必要書類は決定通知が届くまでは大切に保管しておいてください。

※必要書類（申請及び請求書、活動報告書兼活動証明書、領収書等、居住地証明書類、振込口座通帳等の写し等）

5 その他

Q5-1 不採用になった場合でも補助金をもらうことはできますか？

- ・本補助金は熊本県内就職に向けた活動自体を支援するものですので、（要項に定める要件を満たしていれば、）選考結果に関わらず支給対象となります。